

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書について  
本市議会は、政府等関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年6月24日提出

建設経済常任委員会  
委員長 吉田 淳 基

## 神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は、平成27年11月26日の一億総活躍国民会議において、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策をまとめた。とりわけ、「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策の中では、「最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起」として、「最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図る。」としている。

一方、今期春闘においては、中小企業における引き上げ額が大手企業の水準を超えるケースや、物価上昇率がゼロに近い中でも月例賃金の引き上げがなされるなど、社会的な課題に対する賃金の引き上げの流れが芽生えつつあり、3年連続での2%台の賃上げがなされたものの、伸び率と金額は鈍化した。

平成27年度の神奈川県最低賃金の水準である905円を年収に換算すると約189万円となり、生計を維持するには難しい水準と言わざるを得ない。経済の好循環を確立するためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。そして、その実現に当たっては、中小企業、小規模事業者への支援策の実効性を高めることが求められている。

よって、政府等関係機関におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう本市議会は強く要望する。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- 2 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
  - (1) 国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
  - (2) 公正な取引関係の確立に向け、為替変動、資材高騰及び物価上昇等に伴うコスト増や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月24日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }  
厚 生 労 働 大 臣 } あて  
神 奈 川 労 働 局 長 }